

開 発 行 為 協 議 成 立 書

開第 号

様

令和 年 月 日付けで協議のあった開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2の規定により下記の条件を付して協議が成立したので通知します。

令和 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	(電話)
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和 年 月 日 (協議成立日から か月以内)
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 年 月 日 (協議成立日から か月以内)
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他
	8 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	都市計画法第34条第 号 該当 (該当項目)
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	

※受 付 年 月 日	令和 年 月 日 第 号 (登録番号 協倉第 一 号)
※協議成立に付した条件	別紙のとおり

1 この協議成立について不服があるときは、協議成立があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立したことにより、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となります。

(注) 工事にあたっては、別添「注意事項」に留意して施行してください。